

# ふるさと知事ネットワーク 「森林吸収量市場取引制度」研究プロジェクト最終とりまとめ ～地球に優しいふるさとの森づくり～ (骨子)

## 1 目的

- ・地球温暖化対策の一つとして、国内の林業活動により確保された森林吸収量等をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証するJ-VER制度が平成20(2008)年度に創設された。
- ・これにより国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全の一層の推進が図られることが期待されているところであるが、必ずしも普及しているとは言い難い。
- ・このため、本プロジェクトチームでは、地方に森林の整備・保全のためのより多くの資金を還流させる仕組みについて調査・研究を行い、全国に向けて発信する。

チームの名称	「森林吸収量の市場取引制度」研究プロジェクトチーム
リーダー県	鳥取県
参加県	青森県、山形県、福井県、山梨県、長野県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県（10県）
政策アドバイザー	日本大学大学院 法務研究科客員教授 小林紀之 氏

## 2 J-VERの課題

### (1) 普及度・認知度

- ・J-VERの企業や一般における普及・認知度は必ずしも高くないため、J-VERの主な買い手である企業に対する施策誘導や一般の消費者に対するPRを推進し、社会全体でJ-VERの利用を盛り上げていく必要がある。

#### 目指すべき方向

取引促進のためには、企業にJ-VERの購入を促す制度を設けるとともに、J-VERに対する認知度の向上も図るべき。

### (2) 使用範囲

- ・京都議定書の目標達成に貢献するため、企業が自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して排出削減を進める「試行排出量取引スキーム」と、そこで活用可能なクレジットの創出・取引の2つの仕組みから構成される「国内統合市場」が平成20(2008)年から設けられているが、J-VERはその対象となっていない。

#### 目指すべき方向

J-VERの需要を拡大し、販売促進につなげるため、国内統合市場においてもJ-VERを使用可能なクレジットとして位置づけるべき。

### (3) 認証取得に要する経費

- ・環境省J-VERの認証取得には多大な経費負担が必要(プロジェクト実施者の負担が大)。
- ・一方、都道府県J-VERの場合、認証取得経費は安くなるが、県は制度運営にかかる経費を負担する必要(県の負担が大)。

#### 目指すべき方向

認証取得コストを軽減しつつ、県の負担が過大にならない仕組みを設けるべき

### (4) 取引手法

- ・J-VERについては、現在のところマッチングの場が少ないために相対取引が主流となっており、取引相手を探すのに大きな負担となっている。

#### 目指すべき方向

取引がさらに促進されるよう、取引手法の改善を図るべき

### 3 課題の解決策(提案・検討)

#### (1) J-VER購入企業に対する税制上の優遇措置の創設

◇企業側にJ-VER購入を動機づけるため、国としてJ-VER購入企業に対する税制上の優遇措置等を設けるべき(法人税における損金算入)。

#### (2) 企業・一般に対する普及啓発の推進

◇J-VERの主な買い手である企業に対するPRはもちろん、一般の消費者に対するPRも推進し、社会全体でJ-VERの利用を盛り上げていくべき

#### (3) 国内統合市場等におけるJ-VERの使用可能化

◇国内統合市場等においてJ-VERを使用することが可能となるよう、国としてJ-VERの位置づけを改めるべき。

- ・国内統合市場等でJ-VERが使用できるようにすること
- ・その際、森林吸収系と排出削減系は区分すること

#### (4) 複数の都道府県が共同でJ-VER制度を運営できる制度の創設

◇制度を運営する都道府県の負担が大きい都道府県J-VERの制度について、複数の都道府県で運営できるように改善すべき。

- ・プロジェクトの認証を行う機関を共同で運営
- ・共同で運営することで、1県あたりの費用負担を軽減

##### 【留意点】

- ・運営主体となる複数の都道府県については、「ふるさと知事ネットワークのメンバー県」に限らず「地域的なまとまりを持った複数の都道府県」もあり得る
- ・一方、運営主体を構成する都道府県は、現行の都道府県J-VERに比べて1県あたりの負担は軽減されるものの、環境省J-VERに比べれば負担は増加する。このため、制度の創設にあたっては、実施県に対する国の財政支援等が必要である。

#### (5) J-VERの取引市場の創設

◇プロジェクト実施者とJ-VERの購入を希望する企業双方の負担を減らすため、J-VERの取引市場を設けるべき。

- ・ウェブ上に市場を設置(ホームページによる取扱い)、プロジェクト実施者が商品を持ち寄る形式(販売価格や個別名称等は個々に異なる)
- ・統一的な冠ネーミングやロゴの設定についても検討

##### 【留意点】

- ・森林吸収系J-VERの価格と価値(意義)を維持するため、森林吸収系と削減系はそれぞれ別個の市場とするべき。
- ・市場の運営方法や経費の負担方法等については検討が必要。

##### 【その他】

- ・メンバー県の中には、「個別のブランドを大事にしたいので、共同市場に参加することは差し控えたい」との意見もあるところ。

### 4 まとめ

- ・上記(4)及び(5)については課題も多いことから、当面の対応として(1)～(3)について国に提案・要請。また、J-VERは京都議定書の第一約束期間に合わせた期間設定がされており、オフセット・クレジット(J-VER)の発行対象期間は平成20(2008)年4月1日～平成25(2013)年3月31日となっているが、それ以降も制度を継続すべきであることも併せて要請。

## 参考1 J-VERについて

### (1) カーボンオフセットとは

- ・カーボン・オフセットとは、他者が行う温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、日常生活や経済活動において排出されるCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出を埋め合わせするという考え方である。
- ・一方、カーボン・オフセットの普及にあたっては、用いられる温室効果ガスの排出削減量及び吸収量の信頼性の確保が重要となることから、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」を環境省が平成20(2008)年11月に創設した。

### (2) J-VERと森林

- ・J-VER制度においては、対象となるプロジェクトの種類があらかじめ定められており、温室効果ガス排出削減・吸収量の算定・モニタリングの方法を定めた「方法論」が策定されている。
- ・このうち、間伐・植林等の森林整備による二酸化炭素吸収量を認証する森林管理プロジェクトについては、以下の3つの方法論がある。

方法論の名称	対象
間伐促進型プロジェクト	2007年以降の間伐実施森林が対象
持続可能な森林経営促進型プロジェクト	1990年以降の間伐・主伐・植栽実施森林が対象
植林プロジェクト	森林ではない土地への新たな植林が対象

### (3) 環境省J-VERと都道府県J-VER

- ・一方、都道府県が運営するクレジット認証制度等のうち、環境省J-VER制度と整合していると認められるものを「都道府県J-VER」として認証する「都道府県J-VERプログラム認証」がある。

## 参考2 J-VERの現状

### (1) J-VERの取組事例

カーボンオフセットにJ-VERが活用される事例として、企業活動やイベント開催に伴い発生したCO<sub>2</sub>をオフセットする例が多い。  
(生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)での事例等)

### (2) J-VERの現状

- ・平成24(2012)年1月末時点で、プロジェクト登録件数が合計113件、J-VER発行見込量が合計168,490t-CO<sub>2</sub>/年(鳥取県調べ)